

関西社協コミュニティワーカー協会規約

(名 称)

第1条 本会は、関西社協コミュニティワーカー協会と称する。

(目的及び性格)

第2条 本会は、住民主体の社協活動をめざし、地域福祉の発展・向上を図ることを目的に、社協のコミュニティワーカーとしての専門性と社会的地位の向上を高めるため、会員相互の交流・現場の声の集約、研究、政策提言を行う関西の社協職員によって構成する自主的な組織である。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域福祉及び社協活動、コミュニティワークに関する研究協議
- (2) ブロック単位のあるいは多様な形での会員交流
- (3) 委員会の開催
- (4) 機関紙・会報等の発行
- (5) 年1回程度の総会（交流集会）、役員会の開催
- (6) 必要に応じて、研究協議したことのアピールや、関係機関、マスコミ等への意見表明、政策提言
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、正会員・賛助会員とする。

(会員の資格)

第5条 会員は正会員・賛助会員とし、次の資格を有するものとする。

- (1) 正会員（以下、会員という。）
本会の趣旨に賛同する関西の社会福祉協議会職員とする。ただし、役員が承認した場合はこの限りではない。
- (2) 賛助会員
賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、事業を援助するものとする。

(会 費)

第6条 入会金は500円とし、年会費は3,000円とする。

2 賛助会員は、年会費とし、3,000円とする。

3 既納会費は、返還しない。

(総 会)

第7条 総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長が必要と認めたとき、また、会員の五分の一以上の請求があるときは、臨時総会を開催できる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 収入支出予算及び事業計画
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- (5) 議長は、総会の都度、出席会員の中から選出する

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
監事	2名

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 幹事は、本会事業を推進する。
- 4 監事は、事業・会計が適正に執行されるよう監査する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。

(役員選任)

第11条 役員は総会において選任する。

- 2 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第13条 本会に委員会を設けることができる。

- 2 委員会規則は別に定める。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、次の役職を置く。

事務局長	1名
会計	1名
事務局員	若干名

- 3 事務局長は、幹事の互選により選任する。
- 4 事務局員及び会計は役員会で選任する。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業に伴う収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(付則)

- 1 この規約は、1994年1月16日より施行する。
- 2 本会発足時の役員任期及び会計年度は、1月16日に始まり7月31日に終わる。
- 3 この規約は、1995年7月30日より施行する。
- 4 この規約は、1996年7月14日より施行する。
- 5 この規約は、2000年7月16日より施行する。
- 6 この規約は、2005年3月5日より施行する。